

那須塩原市内の公共建築物等における木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項及び那須塩原市建築物等における木材の利用促進に関する方針に基づき、栃木県木材業協同組合連合会(以下「甲」という。)、那須塩原市(以下「乙」という。)は、那須塩原市内の公共建築物等における木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「那須塩原市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する構想(以下、「甲の構想」という。)」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、甲の構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 那須塩原市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する構想

(1) 構想の内容

甲は、乙が行う那須塩原市内における公共建築物等の整備に対し、構造や内外装に地域材を積極的に活用できるように、乙に対して技術指導や活用可能な地域材等の情報提供を行うことにより、「ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル及びサーキュラーエコノミーを3つの柱として環境施策を推進し、これらの相乗効果による同時実現を目指す『2050 Sustainable Vision 那須塩原』」の実現や市内木材産業の活性化に努め、森林環境と資源の保全及び地域経済の発展に貢献していく。

(2) 構想の達成に向けた取組の内容

ア 甲は、乙が進めている新庁舎整備における市産材の積極的な活用への協力を契機として、市内の公共建築物等の木造化及び木質化への取組に対する技術支援等を行うとともに、これらの取組を広く情報発信することにより、市産材の利用について積極的な普及啓発に努める。

イ 甲は、乙が行う那須塩原市内における公共建築物等の木造化及び木質化に対して、地域材の安定供給に努める。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向け、甲に対し、定期的な情報共有及び意見交換への協力並びに本協定に基づく甲の取組を積極的に広報する。

4. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。

5. 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

6. 協定の変更及び解除

甲及び乙のいずれかが、この協定の内容の変更又は解除を書面により申し出たときは、その都度協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うことができるものとする。

7. 疑義の協議

この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名の上、各自その1通を保管する。

令和7年1月17日

甲 栃木県宇都宮市新里町丁277番地1

栃木県木材業協同組合連合会

理事長

東京清寿

乙 栃木県那須塩原市共壘社108番地2

那須塩原市

市長

渡辺美知太郎